

平成27年第4回野洲市議会臨時会会議録

招集年月日 平成27年11月5日

招集場所 野洲市役所議場

応招議員

1番	北村五十鈴	2番	稲垣 誠亮
3番	栢木 進	4番	岩井智恵子
5番	中塚 尚憲	6番	山本 剛
7番	太田 健一	8番	野並 享子
9番	東郷 正明	10番	上杵 種雄
11番	欠 員	12番	市木 一郎
13番	丸山 敬二	14番	鈴木 市朗
15番	矢野 隆行	16番	梶山 幾世
17番	河野 司	18番	坂口 哲哉
19番	高橋 繁夫	20番	立入三千男

不応招議員 なし

出席議員 応招議員に同じ

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市長	山仲 善彰	教育長	川端 敏男
政策調整部長	遠藤 伊久也	総務部長	川端 弘一
市民部長	上田 裕昌	健康福祉部長	玉田 善一
健康福祉部政策監 (高齢者・子育て支援担当)	樋口 隆	都市建設部長	和田 勝行
教育部長	澤 嘉彦	政策調整部次長	瀬川 俊英
総務部次長	寺田 実好	環境経済部次長	竹中 宏
広報秘書課長	服部 道和	総務課長	赤坂 悦男

出席した事務局職員の氏名

事務局長	白井 芳治	事務局次長	野玉 義弘
書記	吉川 加代子	書記	佐々木美砂子

議事日程

諸般の報告

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議第 88 号から議第 93 号まで
(専決処分につき承認を求めることについて (野洲市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例) 他 5 件)
提案理由説明、質疑
- 第 4 議第 88 号、議第 92 号及び議第 93 号
(専決処分につき承認を求めることについて (野洲市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例) 他 2 件)
討論、採決
- 第 5 議第 89 号から議第 91 号まで
(平成 27 年度野洲市一般会計補正予算 (第 6 号) 他 2 件)
常任委員会付託
- 第 6 議第 89 号から議第 91 号まで
(平成 27 年度野洲市一般会計補正予算 (第 6 号) 他 2 件)
常任委員会委員長の委員会審査結果報告、質疑、討論、採決

追加議事日程

- 第 1 議長の辞職について
- 第 2 議長の選挙について
- 第 3 副議長の選挙について
- 第 4 各常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任について
諸般の報告 (各常任委員会及び議会運営委員会の正副委員長の互選結果の報告)
- 第 5 特別委員会委員の辞任について
- 第 6 特別委員会委員の選任について
諸般の報告 (特別委員会の正副委員長の互選結果の報告)
- 第 7 守山野洲行政事務組合議会議員の補欠選挙について
- 第 8 湖南広域行政組合議会議員の補欠選挙について

第 9 議第 9 4 号

(野洲市監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて)

提案理由説明、質疑、討論、採決

第 1 0 常任委員会の閉会中の継続審査及び調査について

市長提出議案

議第 8 8 号 専決処分につき承認を求めることについて (野洲市消防団員等
公務災害補償条例の一部を改正する条例)

議第 8 9 号 平成 2 7 年度野洲市一般会計補正予算 (第 6 号)

議第 9 0 号 野洲市立病院の整備及び運営に関する基金条例

議第 9 1 号 工事請負契約について (野洲駅北口駅前広場歩道橋整備工事)

議第 9 2 号 野洲市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めること
について

議第 9 3 号 野洲市公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めること
について

議第 9 4 号 野洲市監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて

開議 午前 9 時 0 0 分

議事の経過

(開会)

○議長 (梶山幾世君) (午前 9 時 0 0 分) 皆さん、おはようございます。

ただいまから、平成 2 7 年第 4 回野洲市議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち諸般の報告を行います。出席議員は 1 9 人全員であります。

次に、本日の議事日程は、既に配付いたしました議事日程のとおりであります。

次に、本臨時会に説明員として出席通知のあった者の職、氏名はお手元の文書のとおり
でございます。

(日程第 1)

○議長 (梶山幾世君) 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 1 2 7 条の規定により、第 1 9 番、高橋繁夫議員、第 2
0 番、立入三千男議員を指名いたします。

(日程第 2)

○議長（梶山幾世君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は本日1日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（梶山幾世君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

（日程第3）

○議長（梶山幾世君） 日程第3、議第88号から議第93号まで（専決処分につき承認を求めることについて（野洲市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例））他5件を一括議題といたします。

事務局長が議案を朗読いたします。

○事務局長（白井芳治君） 朗読いたします。

議第88号専決処分につき承認を求めることについて（野洲市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例）、議第89号平成27年度野洲市一般会計補正予算（第6号）、議第90号野洲市立病院の整備及び運営に関する基金条例、議第91号工事請負契約について（野洲駅北口駅前広場歩道橋整備工事）、議第92号野洲市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて他人事案件1件。

以上でございます。

○議長（梶山幾世君） 議案の朗読が終わりましたので、市長の提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（山仲善彰君） 議員の皆さん、おはようございます。

本日ここに、平成27年第4回野洲市議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様には全員ご出席を賜り厚くお礼申し上げます。

本臨時会におきましては、議案といたしまして、専決処分につき承認を求めることが1件、補正予算1件、条例の制定1件、工事請負契約1件、人事案件2件の合計6件につきまして、ご審議をお願いするものですので、よろしくお願い申し上げます。

議第88号専決処分につき承認を求めることについてご説明申し上げます。

本議案につきましては、平成27年10月1日に「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」の一部の規定が施行されることに伴い、関

連する政令の改正等が行われ、野洲市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する必要が生じたことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものを、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものです。

改正の内容につきましては、年金制度の一元化法の施行により、共済年金が厚生年金に統合され、施行日以後に新規裁定される場合は、原則として厚生年金が支給されることとなることに伴い、付則第5条について必要な改正を行うものです。

なお、本条例は、平成27年10月1日から施行するものです。

次に、議第89号平成27年度野洲市一般会計補正予算第6号につきましては、3,616万8,000円を追加するものです。

債務負担行為の補正では、(仮称)野洲市民病院整備推進事業につきましては、今後(仮称)野洲市民病院整備基本設計業務及び市民病院開設支援等業務に着手しようとするものです。委託期間を平成28年度までと設定するため、この期間を見越して予算措置を行うものです。

続きまして、歳出の内容についてご説明申し上げます。

総務費では、基金積立費で野洲市立病院の整備及び運営に関する基金に1,000万円を新たに追加しようとするものです。

また、市立病院整備推進事業費では、市立病院を整備するための根幹的な業務である基本設計に要する費用や市立病院開設支援業務、そして、市立病院医療情報システムなど整備計画策定費用等2,616万8,000円を新たに追加するものです。

今回の補正予算に至る経緯について改めてご説明申し上げます。

本年2月の市議会に追加提案いたしました「基本設計」を行うための予算案が、継続審査となり、その後、4月28日の予算常任委員会では、基本設計策定業務等を進めるにあたっては、「市民の期待に沿えるよう必要に応じて基本計画の精査及び見直しを行うこと、市立病院の開設許可に向けて、国、県の協力が得られるよう努力すること」といった附帯決議が付された上で可決されました。しかし、5月の市議会定例会では、一転して否決されるという事態に至りました。

その後、「基本計画」策定過程における課題や問題点を検証し明らかにすると共に、本年7月、この検証結果を7月15日開催の市議会全員協議会にご報告いたしました。また、7月12日の市立病院計画の現状や課題について議論をいただくために開催いたしました「市民病院を考える市民集会」には約350名の市民の皆様にご参加いただき、賛否それ

ぞれ活発なご意見やご提案を受けることができました。

市民の皆様の主なご意見としては、「市民の生命を守ることが一番大事である」「市民の声を反映して病院整備を進めてほしい」などといった市内に中核病院が必要であるとのご意見が多く、市民から寄せられました。その間に、5月の市議会定例会でお認めいただきました予算に基づき、病院事業の基本計画の精査及び見直しを行ってまいりました。基本計画策定以後において明らかになった、平成26年度の野洲病院の実績データ及びレセプトデータや職員給与費といった関係数値に基づく試算や新病院効果等、未算定項目の数値の反映といった基本計画の精度を高めたものであり、この精査結果を通じて今後の国及び県との協議においても一層の円滑化が図れるものと考えております。

この病院事業の基本計画の精査結果につきましては、去る10月13日に開催いたしました、(仮称)野洲市立病院整備運営評価委員会で、病院機能をはじめ、駅前立地の特性や病院経営などのさまざまな角度からのご意見をいただき、それぞれの専門的見地からご評価をいただいております。

今回の評価委員会におきまして、「精査した基本計画をもとに、評価委員会の意見を生かして今後計画を進めていくべき」との総括を得ていることから、今回、基本構想や基本計画において位置づけています、野洲駅南口の市有地、野洲市小篠原2203番地1他における市立病院の基本設計及び運営計画、また、関係機関との市立病院の開設協議及び許可手続を具体的に進めるための費用として予算を計上しようとするものです。加えて、野洲市立病院の整備及び運営において開設前・開院当初の収支を見据え、資金確保の円滑化と政策の安定性を目的として市立病院のために設置いたします基金への積立金を新たに計上しようとするものです。

この補正予算につきましては、基本計画の策定過程の問題点の検証、市民集会における市民意向の再確認、基本計画の精査及び見直し、精査内容の専門家への説明・評価を一つひとつ慎重に進めた結果として提案いたします。

改めて申し上げますが、これまでの策定いたしました基本構想や基本計画において定めております野洲駅前の市有地、野洲市小篠原2203番地1他において、(仮称)野洲市立病院整備推進事業を進めるための予算として今臨時会に提案をいたすものであります。

今議会において慎重にご審議の上、この機における適切なお決定をいただきますようお願い申し上げます。

続きまして、議第90号野洲市立病院の整備及び運営に関する基金条例についてご説明

申し上げます。

本議案につきましては、現在、平成32年の4月開設予定の（仮称）野洲市民病院の施設整備費用及び開院当初の運営費をあらかじめ積み立て、市立病院整備及び運営の財政的及び政策的安定性を確保するための基金を設置しようとするものです。この条例案には、基本計画に定めた諸事項のうち、基本的な事項である市が運営する旨と野洲駅南口の市有地に設置する旨を条文に明記しております。これは、市立病院を新規に整備しようとする本市といたしましては、病院整備に係るこれら基本的な事項を今回の条例に定めることによって、今後の事業推進にあたっての政策的安定性を確保する上で極めて重要であると判断いたしましたためであります。

なお、基金への積立ては、この議会の別の議案において提案しておりますが、目標規模といたしましては、開院時の前後において7億円程度と見込んでおり、この額を拠出した後、当基金は廃止する予定です。また、施行日は公布の日とするものであります。

議第91号工事請負契約について（野洲駅北口駅前広場歩道橋整備工事）についてご説明申し上げます。

本議案につきましては、野洲駅北口駅前広場整備事業を進めるにあたり、北口駅前広場において歩道橋等の整備工事を行うものです。工事請負契約につきましては、去る10月20日に執行いたしました一般競争入札の結果、請負金額5億760万円、請負人を株式会社昭建、湖南支店、執行役員支店長、南部安賢と定め、工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5条及び野洲市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

議第92号野洲市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについてご説明申し上げます。

現教育委員の橘円さんの任期が本年11月17日をもって満了することに伴い、今回、新たに教育委員として小澤郁乃さんを任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものです。

小澤さんは、篠原小学校PTA会長、篠原小学校学校評議員をはじめ、滋賀県や野洲市のPTA連絡協議会の役員などの保護者代表の役職を歴任され、現在も中学生及び高校生の子どもを持つ母親として教育に大変な関心をお持ちの上、活動をしておられる方であります。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第5項に定める保護者の立場に立って、

野洲市の教育行政の振興発展にご尽力いただけるものと確信をいたしております。

なお、委員の任期は、平成27年11月18日から平成31年11月17日までの4年間です。

ご同意を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

最後に、議第93号野洲市公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについてご説明申し上げます。

現委員の森野百代さんの任期が平成27年11月17日をもって満了することに伴い、新たに小森久美子さんを選任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定により議会の同意を求めるものです。

小森さんは、医療法人社団御上会、野洲病院にご勤務されており、現在は看護部長として組織においてリーダー的な立場で働いておられます。

また、公益社団法人滋賀県看護協会教育委員会等の委員として、看護師の人材育成や職場環境づくりのためにご活躍をされております。人格高潔で、地方自治の本旨に理解があり、かつ人事行政に関して見識を有する者として適任者でありますと共に、本委員会のためにご活躍いただけると確信をいたしております。

なお、委員の任期は、平成27年11月18日から平成31年11月17日までの4年間です。

よろしくご同意賜りますようお願いを申し上げます。

以上、提案理由とさせていただきます。

○議長（梶山幾世君） 市長。

○市長（山仲善彰君） ただいまの議第91号請負契約についての説明の中で、ちょっと原稿が間違っていましたので発言が間違っておりますので、訂正させていただきます。

最後の地方自治法第96条第1項第5条と言いましたけども、第5号の誤りです。5条が第5号でありますので、訂正をさせていただきます。

○議長（梶山幾世君） これより、ただいま議題となっております議第88号から議第93号までについて質疑を行います。ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（梶山幾世君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

（日程第4）

○議長（梶山幾世君） 日程第4、議第88号、議第92号及び議第93号（専決処分に

つき承認を求めることについて（野洲市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例）他2件を一括議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第88号、議第92号及び議第93号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（梶山幾世君） ご異議なしと認めます。よって、議第88号、議第92号及び議第93号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

次に、議第88号、議第92号及び議第93号について、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（梶山幾世君） 討論がないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより順次採決いたします。

お諮りいたします。

議第88号（専決処分につき承認を求めることについて（野洲市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例））は、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（梶山幾世君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第88号は、原案のとおり承認されました。

次に、議第92号野洲市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについては、小澤郁乃さんの任命に同意することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（梶山幾世君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第92号は、原案のとおり同意することに決しました。

次に、議第93号野洲市公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについては、小森久美子さんの選任に同意することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（梶山幾世君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第 9 3 号は、原案のとおり同意することに決しました。

(日程第 5)

○議長(梶山幾世君) 日程第 5、議第 8 9 号から議第 9 1 号まで(平成 2 7 年度野洲市一般会計補正予算(第 6 号))他 2 件を一括議題といたします。

ただいま議題となっております議第 8 9 号から議第 9 1 号までの各議案は、会議規則第 3 9 条第 1 項の規定により、議案付託表のとおりそれぞれの所管の常任委員会に審査を付託いたします。

暫時休憩いたします。

(午前 9 時 1 9 分 休憩)

(午後 1 時 0 0 分 再開)

○議長(梶山幾世君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

(日程第 6)

○議長(梶山幾世君) 日程第 6、議第 8 9 号から議第 9 1 号まで(平成 2 7 年度野洲市一般会計補正予算(第 6 号))他 2 件について、各委員長より委員会審査結果報告書が提出されておりますので、各委員長の報告を求めます。

まず、予算常任委員会委員長の報告を求めます。

第 1 7 番、河野司議員。

○1 7 番(河野 司君) 第 1 7 番、河野司でございます。

本日、予算常任委員会に付託を受けました議案を審査するため、委員会を招集し、説明員の出席を求め、慎重に審査いたしました結果についてご報告を申し上げます。

議第 8 9 号平成 2 7 年度野洲市一般会計補正予算(第 6 号)並びに議第 9 0 号野洲市立病院の整備及び運営に関する基金条例、以上、2 議案を議題として詳細な説明を受け、質疑応答を繰り返し慎重に審査いたしました結果、議第 8 9 号については採決の結果、可否同数により委員長裁決となり、現状維持の原則により否決すべきものと決しました。

議第 9 0 号については、丸山委員から一部修正案の提案があり、一部修正案については採決の結果、賛成少数により否決すべきものと決し、改めて原案について採決の結果、賛成少数により否決すべきものと決しました。

以上、予算常任委員会に付託を受けました議案の審査結果の報告といたします。

○議長(梶山幾世君) これより、予算常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(梶山幾世君) ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、総務常任委員会委員長の報告を求めます。

第3番、栢木進議員。

○3番(栢木 進君) 第3番、栢木進でございます。

本日の本会議におきまして、総務常任委員会に付託を受けました議案を審査するため、本会議休憩時に委員会を招集し、委員全員出席のもと説明員の出席を求め、慎重に審査しました結果についてご報告申し上げます。

議第91号工事請負契約について(野洲駅北口駅前広場歩道橋整備工事)を議題として詳細な説明を受け、質疑応答を繰り返し慎重に審査いたしました結果、議第91号については採決の結果、全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会に付託を受けました議案の審査結果のご報告といたします。

○議長(梶山幾世君) これより、総務常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(梶山幾世君) ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、議第90号野洲市立病院の整備及び運営に関する基金条例に対し、丸山敬二議員他1名からお手元に配付いたしました文書のとおり修正の動議が提出されています。これをあわせて議題といたします。

これより、修正案に対する提出者の説明を求めます。

第13番、丸山敬二議員。

○13番(丸山敬二君) 第13番、丸山敬二です。

それでは、議第90号の修正理由の説明を行います。

先ほどの予算常任委員会でも申し上げましたが、本条例により野洲市立病院の整備及び運営に関し、病院の開院前後で必要となる財源を確保するために基金を積み立てることについては理解をでき、また、賛成できるところですが、提案理由説明では基本計画に定めた事項のうち、基本的な事柄を条例の中に明記することと、病院の場所と運営方法だけをあえて条例に記載することには納得できません。これらの場所等については、病院整備の素案として平成24年12月、都市基盤整備特別委員会に中核的医療拠点のあり方に関する基本方針でパッケージとして示され、議員の賛成多数によりこの段階から病院整備

に関連する各種検討委員会や、野洲駅南口周辺整備事業検討の中でも新病院の位置は駅前として議論が進められてきたものであり、本日の補正予算の提案理由説明の中でも何度か繰り返し駅南口の地番が述べられており、このことはパッケージで進めてきたことの確認であると認識をしております。

これらのことから重要なのは、いまだに議員や市民の一部の方が駅前に病院を整備することに反対している中で、政策的安定性を確保するといって基金条例に病院の位置を記載することは反対者の感情を逆なでするものであり、我々病院の整備を推進する議員との信頼関係を損なうおそれもあります。大事なのはこれまで以上に丁寧な説明を行い、理解を得ることです。強行な市政運営はとるべきでないと判断をいたします。

私は他市等における同様の条例の実態を調べてきましたが、場所まで特定しているものは見当たりませんでした。今後、関係機関の承諾を得るなどして（仮称）野洲市民病院の開設が決定した段階で制定される病院設置条例の中で位置は明確に示されるので、説明したとおり本基金条例に位置の明示の必要はなく、条例案第1条、基金設置中の野洲市小篠原2203番1他におけるの文言の削除を提案するものです。

議員各位、賢明な判断をお願いいたします。

○議長（梶山幾世君） これより、議第90号に対する修正案に対する質疑を行います。
ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（梶山幾世君） ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議第89号から議第91号まで及び議第90号に対する修正案について討論を行います。

討論はございませんか。

暫時休憩いたします。

（午後1時09分 休憩）

（午後1時11分 再開）

○議長（梶山幾世君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

討論通告書が提出されましたので、これを許します。

まず、議第89号について、第8番、野並享子議員。

○8番（野並享子君） 議第89号平成27年度野洲市一般会計補正予算（第6号）に対して賛成討論を行います。

今回の補正予算は、新たに設置する野洲市立病院の整備及び運営に関する基金への積立金の計上1,000万円と、(仮称)市民病院の整備を推進するため、整備事業基本設計業務委託料1,325万円と、開設支援業務委託料1,291万8,000円の計上であります。

市立病院を建設するという事は、野洲病院が自力で耐震ができない、機器も更新できないので、野洲市で何とかしてほしいということから出発をしております。そして、この間、何度もいろんな形でこういった議論もし、公立病院を建設していくということで進められてきました。市民病院を早期に建設してほしいというのは、多くの市民の願いであります。先日行われました文化小劇場での市民集会も多くの意見は、病院建設賛成の声でした。しかしそのときも異議を言われる方もございました。今回、再精査したことによって8年後には黒字になるということも明らかになりました。この精査した内容で市民に財政的に大丈夫だということを知らせ、理解を深める必要があります。

また、今回の補正予算や基金条例の委員会での否決に見られるように、議会の中にも理解が十分ではありません。現在の野洲駅周辺は、夜に駅におり立てば真っ暗で人どおりもなく、通勤の送迎の車は多いが、滞留することなくそのまま帰って行かれるということで、何とか病院を基点としながら人が行き交い、野洲におり立ってもにぎわいがあるということをお願いいたします。病院の収支だけでなく、そのようなまちづくり、市民の願いがかなえられるような整備事業基本設計業務委託になることを願っております。

早期に病院建設が進められることを願い、補正予算案に賛成討論といたします。

○議長(梶山幾世君) 続いて、議第89号について、第1番、北村五十鈴議員。

○1番(北村五十鈴君) 議第89号平成27年度野洲市一般会計補正予算(第6号)、原案に対して賛成します。

まずは最初に、今日という日が、正確にはこれから行われる採決が未来の野洲市にとってどれだけ重大な案件であるのか、そのことがどれだけ市民の皆様にご理解いただいているのか、正直私は不安です。そこで、どんな採決が行われるのか少しだけ触れさせていただきます。

この議案はここ4年に及ぶ新病院問題の一連、平成23年新病院基本構想2010から始まり、平成24年12月、都市基盤特別委員会で当時、三和議長のもと、新病院の是非の採決が全市議会議員で執行されました。結果は12対7で可決、そして可決条件として立地は駅前とはっきり明記されておりました。ですが、議員改選が行われた後、何でも議会

は逆戻りし、継続審議等を経て、基本計画から基本設計へと移るための予算議案の採決が今日行われようとしています。

ここで仮説を立ててみたいと思います。

本日の採決が可決なら執行部の提案どおり基本設計に進みます。しかし、否決の場合、新病院事業はここでとまります。すなわち野洲市には新病院はできません。残る選択は反対派の主張、現野洲病院の耐震工事の後、そのまま使い続けるというものですが、その選択肢は現野洲病院からノーという返事を既にいただいています。だとしたら近い将来野洲市には、中核医療の病院がなくなる日が来るということです。それは野洲市が住みたいまち、住み続けたいまちからは脱落します。そこで、こんな重大議案なのに反対議員の不思議を2つ上げてみたいと思います。

1つは、この場に及んでも対案が出てこないことです。さも新病院には反対していない、駅前には反対しているだけ、執行部の試算では納得できない。それならどうして堂々と具体的な対案を示されないのか、ただ反対、反対だけでは採決のテーブルには上がりません。ましてやほとんどの反対議員は、野洲市議会第1会派所属、政策論争で執行部より納得いく対案を提出してから反対していただきたい。

もう一つは、駅前ではだめなのなら、あの3万5,000平米内の大きな市有地の利活用はどう考えておられるのか。公園と商業施設だけではあり余る面積です。間違ってもどこかの駅前のようにマンション乱立などとならないようお願いしたいものですが、この2つの不思議が宙ぶらりんのまま否決されたら野洲市の未来に大きな汚点を残すことは間違いありません。

現在、多くの市民の皆様が、特に女性や高齢者の皆様は新病院開設を待ちわびておられます。市内の一等地だからこそ多くの市民の皆様が利用できる施設にしなくてはなりません。広場の中に病院、商業施設、交流施設、文化ホールとにぎわいのある複合施設ゾーンに使うべきです。私たちは決して勘違いをしてはいけません。駅前の市有地は議員のものでも、行政のものでもなく、市民のものなのです。

最後に、私事ではありますが一昨日母親が亡くなりました。約半年間の入院生活でした。医療関係者の手厚い真心いっぱいの介護で私は看病しながら仕事が続けられました。寝たきりの半年だったのに床ずれの一つもなくきれいな体で家族に返して下さいました。1日24時間、病人だけでなく家族のフォローまでして下さる医療関係スタッフあればこそ医療は成り立ちます。医療は人なりです。母親が身をもって私に教えてくれた最後の答え

がこの病院問題の答えのように思います。

中核医療の病院を野洲市から絶対なくしてはいけません。ましてや計画段階でまたとまり、時間を、税金を無駄にしてはなりません。199床という現野洲病院が守ってくださった歴史は野洲市の財産でもあります。だから優秀な医療スタッフの確保のためにも医療関係者もみんなで守らなければなりません。立派な箱を建ててもモチベーションの高いスタッフがいないければ、どんな立派な試算計画があっても経営は成り立ちません。どうか議員の皆様、党派、会派関係なく、感情論や軋轢、同調誘導、全てを捨てて一議員として、市民の代表として採決に向き合ってください。そして、何よりも市民の皆様もこの問題提起に興味を持ち声を上げて下さい。自分たちのまちです、自分たちで守りましょう。市長や執行部の判断が間違っていないことはきっと歴史が、未来の野洲市民が証明してくれると私は信じています。

議員の本分は政策議論です。必ずや次の基本設計のステージで議論できることを楽しみにして賛成討論とします。

○議長（梶山幾世君） 次に、議第90号について、第7番、太田健一議員。

○7番（太田健一君） 議第90号野洲市立病院の整備及び運営に関する基金条例について、賛成討論を行います。

多くの市民の方々がこの新病院設立を待ち望む中、今回のこの基金条例を採択することが重要であると考えます。3月予算議会で約8,000万円の基本設計予算が否決となり、県や国に認められるような収支計画の見直しを議会として求めました。その結果新たに精査された収支計画は、16年目まで黒字とならなかったものが8年目で黒字とよい内容となり、ようやく県も前向きな姿勢でこの新病院建設に向けて明るい兆しが見えてきています。

こうした事情から当初の計画よりは少し遅れてはいますが、今後、基本設計、実施設計と執行部が進めようとするに議会が歯どめをかけるようなことにならないことが大切であります。確かに、駅前での市直営病院の設立に対して反対されている方々がおられるというのも事実ではありますが、これまで数年間の市民の皆さんを含めた議論の中で、新病院が必要という意見が多かった結果、議会でも病院設立が採択されたはずです。

修正案に関しましても、条例の中に駅前の住所が盛り込まれることに多少疑問はありますが、新病院設立のための基金としての目的としては大きな問題ではないと考えています。何よりも今後は、市民の皆さんに喜ばれ、持続可能な新病院設立に向けての具体的な内容

の議論を深める段階に今来ております。議会としても一丸となって多くの市民の方々の願いにこたえる判断を下すべきと考えます。そして、そのためにも市が、行政が一層市民の皆さんに丁寧な説明を行って、理解を深め、新病院が早期に建設されることを求めまして、賛成討論とします。

○議長（梶山幾世君） 以上で、通告による討論は終了いたしました。

これをもって討論を終結いたします。

これより、順次採決いたします。

まず、議第89号平成27年度野洲市一般会計補正予算（第6号）について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する予算常任委員会委員長の報告は否決です。したがって、原案について採決いたします。

議第89号は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（少数起立）

○議長（梶山幾世君） ご着席願います。

起立少数であります。よって、議第89号は否決されました。

次に、議第90号野洲市立病院の整備及び運営に関する基金条例に対する丸山敬二議員他1名から提出されました修正案について採決を行います。

お諮りいたします。

本修正案について、賛成の方の起立を求めます。

（少数起立）

○議長（梶山幾世君） ご着席願います。

起立少数であります。よって、本修正案は否決されました。

次に、原案について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する予算常任委員会委員長の報告は否決です。したがって、原案について採決します。

議第90号は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（少数起立）

○議長（梶山幾世君） ご着席願います。

起立少数であります。よって、議第90号は否決されました。

暫時休憩いたします。

(午後1時27分 休憩)

(午後1時27分 再開)

○議長(梶山幾世君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議第91号工事請負契約について(野洲駅北口駅前広場歩道橋整備工事)について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する総務常任委員会委員長の報告は可決です。議第91号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(梶山幾世君) ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第91号は委員長の報告のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(午後1時28分 休憩)

(午後1時55分 再開)

○副議長(市木一郎君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

梶山幾世議員から議長の辞職願が提出されております。

お諮りいたします。

議長の辞職についてを日程に追加し、議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(市木一郎君) ご異議なしと認めます。よって、議長の辞職についてを日程に追加し、議題とすることに決しました。

(追加日程第1)

○副議長(市木一郎君) 追加日程第1、議長の辞職についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により除斥対象となりますので、梶山幾世議員の退場を求めます。

(16番 梶山幾世君 退場)

○副議長(市木一郎君) それでは、事務局長が辞職願を朗読いたします。

○事務局長（白井芳治君） 朗読いたします。

平成27年11月5日

野洲市議会副議長 市木一郎様

野洲市議会議長 梶山幾世

辞職願

このたび一身上の都合により議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

以上でございます。

○副議長（市木一郎君） お諮りいたします。

梶山幾世議員の議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（市木一郎君） ご異議なしと認めます。よって、梶山幾世議員の議長の辞職を許可することに決しました。

梶山幾世議員の入場を許可します。

（16番 梶山幾世君 入場・着席）

○副議長（市木一郎君） 梶山幾世議員に申し上げます。

先に提出されました議長の辞職願につきましては、ただいま議会の許可が得られましたのでお伝えいたします。

暫時休憩します。

（午後1時57分 休憩）

（午後2時05分 再開）

○副議長（市木一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（追加日程第2）

○副議長（市木一郎君） 追加日程第2、これより議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○副議長（市木一郎君） ただいまの出席議員数は19人であります。

事務局から投票用紙を配付いたします。

（投票用紙配付）

○副議長（市木一郎君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

(「なし」の声あり)

○副議長(市木一郎君) 配付漏れはないものと認めます。
投票箱を改めます。

(投票箱点検)

○副議長(市木一郎君) 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人の氏名を記入の上、点呼に応じて順次投票願います。

投票につきましては、演壇に投票箱を設置しておりますので、演壇に向かって左側より登壇して右回りで投票願います。

これより、投票に移ります。

事務局の点呼に応じて順次投票願います。

(職員点呼、投票)

○副議長(市木一郎君) 投票漏れはございませんか。

(「なし」の声あり)

○副議長(市木一郎君) 投票漏れはないものと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○副議長(市木一郎君) ただいまから開票を行います。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に第3番、栢木進議員、第4番、岩井智恵子議員を指名いたします。

よって、両議員の立ち会いをお願いします。

(開 票)

○副議長(市木一郎君) 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 19票

これは先ほどの出席議員数に符号いたしております。

そのうち

有効投票 15票

無効投票 4票

有効投票中

市木一郎議員 11票

野並享子議員 4票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は5票であります。よって、私が議長に当選をいたしました。

高席からではございますが、一言ご挨拶申し上げます。

ただいまは、多くの議員の皆様のご賛同をいただきありがとうございました。その重責に身の引き締まる思いでございます。議長として皆様にご指導、ご協力をいただきながら、その職責を果たしてまいりたいと思います。今後とも、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

甚だ簡単ではございますが、議長就任にあたってのご挨拶とさせていただきます。

暫時休憩します。

(午後2時14分 休憩)

(午後2時21分 再開)

○議長(市木一郎君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

私の議長就任に伴い副議長が欠員となりました。

(追加日程第3)

○議長(市木一郎君) 追加日程第3、これより副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

○議長(市木一郎君) ただいまの出席議員数は19人であります。

事務局から投票用紙を配付いたします。

(投票用紙配付)

○議長(市木一郎君) 投票用紙の配付漏れはございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(市木一郎君) 配付漏れはないものと認めます。

投票箱を改めます。

(投票箱点検)

○議長(市木一郎君) 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人の氏名を記入の上、点呼に応じて順次投票願います。

投票につきましては、先ほどと同様の手順で行います。

これより、投票に移ります。

事務局の点呼に応じて順次投票願います。

(職員点呼、投票)

○議長（市木一郎君） 投票漏れはございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（市木一郎君） 投票漏れはないものと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長（市木一郎君） ただいまから開票を行います。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に第5番、中塚尚憲議員、第6番、山本剛議員を指名いたします。

よって、両議員の立ち会いをお願いします。

(開 票)

○議長（市木一郎君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 19 票

これは先ほどの出席議員数に符号いたしております。

そのうち

有効投票 18 票

無効投票 1 票

有効投票中

高橋繁夫議員 11 票

太田健一議員 7 票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は5票であります。よって、高橋繁夫議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました高橋繁夫議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

この際、副議長に当選されました高橋繁夫議員より発言を求められておりますので、これを許します。

第19番、高橋繁夫議員。

○19番（高橋繁夫君） 高橋でございます。皆さんのおかげで11票もの得票をいただきまして、誠にありがとうございます。

野洲市の発展のため、また、難題があります、議長を支えて一生懸命頑張りたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（市木一郎君） お諮りいたします。

各常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任についてを日程に追加し、議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市木一郎君） ご異議なしと認めます。よって、各常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任についてを日程に追加し、議題とすることに決しました。

（追加日程第5）

○議長（市木一郎君） 追加日程第5、各常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。

各常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、まず、総務常任委員会委員に、第3番、栢木進議員、第5番、中塚尚憲議員、第7番、太田健一議員、第10番、上杵種雄議員、第13番、丸山敬二議員、第15番、矢野隆行議員、第18番、坂口哲哉議員、以上7人を。

次に、文教福祉常任委員会委員に、第2番、稲垣誠亮議員、第4番、岩井智恵子議員、第6番、山本剛議員、第9番、東郷正明議員、第16番、梶山幾世議員、第20番、立入三千男議員、以上6人を。

次に、環境経済建設常任委員会委員に、第1番、北村五十鈴議員、第8番、野並享子議員、第12番、市木一郎議員、第14番、鈴木市朗議員、第17番、河野司議員、第19番、高橋繁夫議員、以上6人を。

次に、予算常任委員会委員に、本職を除く18人の議員を。

次に、議会運営委員会委員に、第6番、山本剛議員、第8番、野並享子議員、第10番、上杵種雄議員、第13番、丸山敬二議員、第16番、梶山幾世議員、第17番、河野司議員、第20番、立入三千男議員、以上7人をそれぞれ指名したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(市木一郎君) ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました皆様を、それぞれの各常任委員会委員及び議会運営委員会委員に選任することに決しました。

暫時休憩いたします。

(午後2時32分 休憩)

(午後3時59分 再開)

○議長(市木一郎君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

この際、諸般の報告をいたします。

休憩中に各常任委員会及び議会運営委員会が開催され、正副委員長の互選結果について報告がありましたので、本職より報告いたします。

まず、総務常任委員会の委員長に、第3番、栢木進議員、副委員長に第10番、上杵種雄議員。

次に、文教福祉常任委員会の委員長に、第2番、稲垣誠亮議員、副委員長に、第4番、岩井智恵子議員。

次に、環境経済建設常任委員会の委員長に、第8番、野並享子議員、副委員長に、第1番、北村五十鈴議員。

次に、予算常任委員会の委員長に、第16番、梶山幾世議員、副委員長に、第17番、河野司議員。

次に、議会運営委員会の委員長に、第20番、立入三千男議員、副委員長に、第16番、梶山幾世議員。

以上のとおり互選されましたので、報告いたします。

お手元に配付しました一覧のとおり、第4番、岩井智恵子議員他4人から議会改革特別委員会の委員の辞任願が提出されました。

お諮りいたします。

委員会条例第13条第2項の規定により、特別委員会委員の辞任についてを日程に追加

し、議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(市木一郎君) ご異議なしと認めます。よって、特別委員会委員の辞任についてを日程に追加し、議題とすることに決しました。

(追加日程第6)

○議長(市木一郎君) 追加日程第6、特別委員会委員の辞任についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により除斥対象となりますので、第4番、岩井智恵子議員他4人の退場を求めます。

(除斥者 退場)

○議長(市木一郎君) お諮りいたします。

岩井智恵子議員他4人の議会改革特別委員会委員の辞任を許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(市木一郎君) ご異議なしと認めます。よって、岩井智恵子議員他4人の議会改革特別委員会委員の辞任を許可することに決しました。

岩井智恵子議員他4人の入場を許可します。

(除斥者 入場・着席)

○議長(市木一郎君) 議会改革特別委員会委員の辞任により、同委員に欠員が生じました。また、議長を除く委員で構成する都市基盤整備特別委員会においても、私の議長就任により委員に欠員が生じました。

お諮りいたします。

特別委員会委員の選任についてを日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(市木一郎君) ご異議なしと認めます。よって、特別委員会委員の選任についてを日程に追加し、議題とすることに決しました。

(追加日程第7)

○議長(市木一郎君) 追加日程第7、特別委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。

特別委員会委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、議会改革特別委員会委員に、第1番、北村五十鈴議員、第7番、太田健一議員、第16番、梶山幾世議員、第17番、河野司議員、第19番、高橋繁夫議員を。

また、都市基盤整備特別委員会委員に、第16番、梶山幾世議員を指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(市木一郎君) ご異議なしと認めます。よって、議会改革特別委員会委員に、第1番、北村五十鈴議員、第7番、太田健一議員、第16番、梶山幾世議員、第17番、河野司議員、第19番、高橋繁夫議員を。

都市基盤整備特別委員会委員に、第16番、梶山幾世議員を選任することに決しました。

暫時休憩いたします。

(午後4時05分 休憩)

(午後4時40分 再開)

○議長(市木一郎君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

この際、諸般の報告をいたします。

休憩中に議会改革特別委員会及び都市基盤整備特別委員会が開催され、正副委員長の互選結果について報告がありましたので、本職より報告いたします。

まず、議会改革特別委員会の委員長に、第13番、丸山敬二議員、副委員長に、第7番、太田健一議員。

次に、都市基盤整備特別委員会の委員長に、第15番、矢野隆行議員、副委員長に、第10番、上杵種雄議員。

以上のとおり互選されましたので、報告いたします。

次に、第3番、栢木進議員、第6番、山本剛議員及び第10番、上杵種雄議員が、守山野洲行政事務組合議会議員を辞職されました。

お諮りいたします。

守山野洲行政事務組合議会議員の補欠選挙についてを日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(市木一郎君) ご異議なしと認めます。よって、守山野洲行政事務組合議会議員

の補欠選挙についてを日程に追加し、議題とすることに決しました。

お諮りいたします。

本日の会議時間は、会議規則第9条第1項の規定により、午後5時までとなっておりますが、議事の都合上、会議規則第9条第2項の規定により、本日の会議時間を延長したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(市木一郎君) ご異議なしと認めます。よって、会議時間を延長することに決定いたしました。

(追加日程第8)

○議長(市木一郎君) 引き続き、追加日程第8、守山野洲行政事務組合議会議員の補欠選挙を行います。

選挙は投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

○議長(市木一郎君) ただいまの出席議員は19人であります。

事務局から投票用紙を配付します。

(投票用紙配付)

○議長(市木一郎君) 投票用紙の配付漏れはございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(市木一郎君) 配付漏れはないものと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

○議長(市木一郎君) 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人1名の氏名を記入の上、点呼に応じて順次投票願います。

投票につきましては、先ほどと同様の手順で行います。

ただいまから、投票を行います。

(職員点呼、投票)

○議長(市木一郎君) 投票漏れはございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（市木一郎君） 投票漏れはないものと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長（市木一郎君） ただいまから開票いたします。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に第7番、太田健一議員、第8番、野並享子議員を指名いたします。

よって、両議員の立ち会いをお願いします。

(開 票)

○議長（市木一郎君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 19 票

これは先ほどの出席議員数に符号いたしております。

そのうち

有効投票 19 票

無効投票 0 票

有効投票中

上杵種雄議員 6 票

岩井智恵子議員 5 票

山本 剛議員 4 票

東郷正明議員 3 票

太田健一議員 1 票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は2票であります。よって、第10番、上杵種雄議員、第4番、岩井智恵子議員、第6番、山本剛議員が、守山野洲行政事務組合議会議員に当選されました。

ただいま、守山野洲行政事務組合議会議員に当選されました、上杵種雄議員、岩井智恵子議員、山本剛議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

次に、第2番、稲垣誠亮議員、第8番、野並享子議員、第18番、坂口哲哉議員及び第

20番、立入三千男議員が、湖南広域行政組合議会議員を辞職されました。

お諮りいたします。

湖南広域行政組合議会議員の補欠選挙についてを日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(市木一郎君) ご異議なしと認めます。よって、湖南広域行政組合議会議員の補欠選挙についてを日程に追加し、議題とすることに決しました。

(追加日程第9)

○議長(市木一郎君) 追加日程第9、湖南広域行政組合議会議員の補欠選挙を行います。選挙は投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

○議長(市木一郎君) ただいまの出席議員は19人であります。

事務局から投票用紙を配付いたします。

(投票用紙配付)

○議長(市木一郎君) 投票用紙の配付漏れはございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(市木一郎君) 配付漏れはないものと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

○議長(市木一郎君) 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人1名の氏名を記入の上、点呼に応じて順次投票願います。

投票につきましては、先ほどと同様の手順で行います。

ただいまから、投票を行います。

(職員点呼、投票)

○議長(市木一郎君) 投票漏れはございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(市木一郎君) 投票漏れはないものと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長（市木一郎君） ただいまから開票いたします。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に第9番、東郷正明議員、第10番、上
杵種雄議員を指名いたします。

よって、両議員の立ち会いをお願いします。

(開 票)

○議長（市木一郎君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 19 票

これは先ほどの出席議員数に符号しております。

そのうち

有効投票 19 票

無効投票 0 票

有効投票中

坂口哲哉議員 4 票

立入三千男議員 4 票

太田健一議員 4 票

丸山敬二議員 4 票

梶山幾世議員 3 票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は2票であります。よって、第7番、太田健一議員、第13番、
丸山敬二議員、第18番、坂口哲哉議員、第20番、立入三千男議員が当選されました。

ただいま、湖南広域行政組合議会議員に当選されました、太田健一議員、丸山敬二議員、
坂口哲哉議員、立入三千男議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定
により、当選の告知をいたします。

暫時休憩いたします。

(午後5時00分 休憩)

(午後5時10分 再開)

○議長（市木一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、矢野隆行議員が野洲市監査委員を退職されましたので、市長から追加議案が提出されました。

お諮りいたします。

議第94号野洲市監査委員の選任につき議会の同意を求めることについてを日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(市木一郎君) ご異議なしと認めます。よって、議第94号野洲市監査委員の選任につき議会の同意を求めることについてを日程に追加し、議題とすることに決しました。

(追加日程第10)

○議長(市木一郎君) 追加日程第10、議第94号野洲市監査委員の選任につき議会の同意を求めることについてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により除斥対象となりますので、第3番、栢木進議員の退場を求めます。

(3番 栢木 進君 退場)

○議長(市木一郎君) それでは、市長の提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長(山仲善彰君) 追加提案をいたしました、議第94号野洲市監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて、ご説明申し上げます。

議会選出の監査委員の選任につきましては、地方自治法第196条第1項の規定により、議員の中から議会の同意を得て選任いたしておりますが、ただいま監査委員の矢野隆行さんから一身上の都合により退職願が提出され、承認いたしました。在任中のご苦勞に対しまして、敬意と感謝を表します。

議会選出監査委員に欠員が生じたため、このたび栢木進さんを選任いたしたいと存知ます。どうぞよろしくご同意を賜りますようお願いいたしまして、提案理由の説明といたします。

○議長(市木一郎君) これより、議第94号に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(市木一郎君) ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議第94号は、会議規則第39条第3項の規定により、

委員会付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(市木一郎君) ご異議なしと認めます。よって、議第94号は委員会付託を省略することに決しました。

次に、議第94号について討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(市木一郎君) 討論がないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

お諮りいたします。

議第94号野洲市監査委員の選任につき議会の同意を求めることについては、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(市木一郎君) ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第94号は、原案のとおり同意することに決しました。

栢木進議員の入場を許可します。

(3番 栢木 進君 入場・着席)

(追加日程第11)

○議長(市木一郎君) 追加日程第11、常任委員会の閉会中の継続審査を議題といたします。

総務常任委員会、文教福祉常任委員会、環境経済建設常任委員会及び議会運営委員会の各委員長から配付の所管事件について、各常任委員会の委員の任期中、閉会中の継続審査及び調査に付したい旨の申し出がありました。

お諮りいたします。

委員長の申し出のとおり、これを閉会中の継続審査に付すことにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(市木一郎君) ご異議なしと認めます。よって、各委員長の申し出のとおり、これを閉会中の継続審査及び調査に付すことに決しました。

以上で、本臨時会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

これをもって、平成27年第4回野洲市議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。(午後5時16分 閉会)

野洲市議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

平成27年11月5日

前野洲市議会議長 梶山 幾世

野洲市議会議長 市木 一郎

署名議員 高橋 繁夫

署名議員 立入 三千男